

事業名：合併処理浄化槽転換促進事業費

事業費：144,534千円 所管課：環境部 水環境課

事業概要

S D G s の実現に向け、県民すべてが衛生的な排水処理施設へアクセスできるよう合併処理浄化槽への転換を促進するため、個人負担の軽減及び市町村支援のための補助等を行い、公共用海域の水質改善を図る。

事務局の説明

<会議対象とした理由・論点>

法令上、転換に係る費用補助については県の役割として明確に定められておらず、個人所有の浄化槽に対して県が費用補助をする必要性が不明確であり、既存の事業において転換への補助を行っているが実態として転換が進んでいない状況を鑑みると、現状の手法が適切か議論が必要である。また、個人設置に対する補助と公共浄化槽設置に対する補助が併存しており、政策誘導の方向性に疑義がある。さらに、合併処理浄化槽への転換が進まない要因の分析が不足しており、転換が図られていない要因は金銭的な問題のみではないと考えられるため、費用補助以外の課題に対するアプローチも検討が必要ではないか。

<EBPM 上の課題>

事業の将来像が明確に示されていない中において、事業効果を測る適切な指標となっているか評価が困難である。

担当部局の説明

<事務局の提示する課題についての説明>

合併処理浄化槽への転換が進まない最大の理由は、高額な設置工事費用が住民にとって負担となっていることから、住民の費用負担・市町村の財政的負担がより小さくなる、公共浄化槽導入による合併処理浄化槽への転換に重点を置き、公共浄化槽設置に取り組む市町村に対しては経過措置として個人設置型の補助を行う。

本事業の将来像を「すべての県民が衛生的な排水処理施設へアクセスでき、全市町村で生活排水処理率 95 %以上となっている。」とし、必要な転換基数を精査する。

議事の概要

< A 委員 >

委 員： 合併処理浄化槽の転換工事を行う際、地域ごとの工程表のようなものは作成しているのか。

担当部局： これまで個人個人の判断によって転換工事を行っているため、スケジュール的に管理しているような制度はない。

委 員： 地域ごとに転換の時期を区切ってインセンティブ付けするような積極的なプロモーションを行っていないのか。

担当部局： 本県においてそのようなプロモーションを行ったことはないが、他県の自治体においては補助の期限を設け、転換の促進を進めている例があるというの聞いたことがある。

<B委員>

委 員： 公共浄化槽の場合、国からの補助を受けることができ、残額についても起債ができ、交付税措置の対象にもなっている。それに加えて県が補助をしているということは、県が補助することによって転換が進むようになるということか。

担当部局： 県が補助することにより 1 基あたりの市町村の負担が減り、市町村が補助できる基数が増えることによって転換のスピードが上がると考えている。

委 員： 県補助がある場合とない場合で、市町村の補助可能基数がどのくらい違うのかわかるデータはあるのか。

担当部局： 具体的なデータは持ち合わせていないが、市町村にアンケート調査を行った際、県の補助がなくなった場合、市町村の補助する基数を削減する可能性があるというような回答をもらっている。

<C委員>

委 員： これ以上転換が進まないのは頭打ちになっている可能性があると思われる所以、これまでのやり方では駄目なのではないか。

担当部局： 生活排水処理率も市町村によってばらつきがあることが分かったため、市町村の主体的な取組が進むように県が広域的に支援していきたいと考えている。

委 員： そうしたときにお金を出せばいいというものではなく、市町村が頑張るような仕組みというのは何か考えているか。

担当部局： これまで行ってきているところであるが、戸別訪問などの効果的な住民への周知方法等の取組を進めていきたいと考えている。

委員の評価及び意見

<A委員> B（再構築すべき）

事業の重要性は十分理解できるため、事業は基本的に推進すべきと考える。

一方で、執行率がかなり低く、成果指標がほぼ充足（95%）しており、それを超えて事業を推進するためには、仕組み（地域での工事スケジュール・工程表の公開、周知、補助金のインセンティブ付け等）を再考するなどの改善が必要と考える。

<B委員> B（再構築すべき）

事業の必要性は理解できるが、漫然と補助を続けるのではなく、目標年次と必要な期間を明確にして計画的に事業を進めるべきで、対象については一層の重点化を進めるべきと考える。

最終成果を「生活排水処理率が全市町村で 95%以上になる」とすると、最後のいくつかの市町村については達成が難しくなり費用対効果が落ちることが予想されるため、「ほぼ全市町村」が達成したら事業終了でもよいのではないか。

<C委員> B（再構築すべき）

合併処理浄化槽に転換できる世帯はすでに転換しており、残っている世帯は今のままでは変えられない世帯であり、この事業は頭打ちになっている。

重点的に進める地域を区切り、そこに支援したり、個人への説明会をしたり、これまでとは異なる方法で合併処理浄化槽への転換を進めていくべきと考える。

える。

有識者会議を踏まえた評価

【B（再構築すべき）】

公共浄化槽への重点化を図る方向に見直しをしているが、執行率の低いこれまでの事業手法から大幅な変更がないことや具体的な事業スキームが示されていないことから、実効性のある取組とするため、さらに具体的な検討を行う必要がある。

特に、費用対効果の高い合併処理浄化槽への転換手法や対象地域の重点化、目標年次・事業終期等の事業実施にあたっての課題に対する検討を深め、目標達成に向けた計画的な取組とする必要がある。

成果指標（生活排水処理率）が下水道整備地域等を含む指標となっており、浄化槽整備区域内の改善状況を正しく測るために指標になっているか疑問である。

有識者の意見から考えられる方向性

他県の取組を参考にするなど、地域や期間を区切った補助の実施や市町村の取組状況に応じた補助の実施など、補助の手法についても一層転換が進むような新たな手法を検討し、費用対効果の観点からも県として補助を行う対象について更なる重点化を行うこと。

本事業における将来像達成の目標年次を具体的に示すとともに、目標達成までの具体的な道筋を示し、成果指標については、浄化槽整備区域内に絞った指標を設定するなど、事業効果をより明確に測ることができる指標を検討すること。

見直しにあたっては居住市町村によって不公平感が生じないよう対応を検討するとともに、市町村主導で自律的な取組となるよう工夫すること。

事業名：S-GAP 取組拡大事業

事業費：9,746 千円

所管課：農林部 農産物安全課

事業概要

平成 27 年 3 月に埼玉県が策定した県独自の GAP 規範である S-GAP の取組を拡大し、安全で効率的な農業経営を実現するとともに、県民に安全安心な県産農産物を供給する。

事務局の説明

<会議対象とした理由・論点>

S-GAP 実践農場数は年々増加しているものの、大幅な伸びは見られず、令和 7 年度末までに 1,600 農場という目標の達成は困難な状況にある。都道府県の中には独自の GAP 規範による農場評価を実施せず、農林水産省のガイドラインに基づいて県と GAP の普及指導を実施している自治体も多くあることを踏まえ、S-GAP という手法を用いた農場評価の取組や周知普及の取組を今後も同じやり方で継続すべきか、GAP 普及のためのより効果的な手法への見直しができないか議論を要する。

<EBPM 上の課題>

令和 7 年度末までに 1,600 農場が S-GAP を実践していることを目標としている一方で、令和 6 年度末時点の S-GAP 実践農場は 929 農場にとどまる。

担当部局の説明

<事務局の提示する課題についての説明>

1,600 農場という目標数は県内の主要な生産者の 2 割に取り組んでもらうことを目標に設定したものである。目標設定時の主業経営体数 8,060 戸（2010 年農林業センサス）と比較して生産者数が大きく減少したため、数値目標に達しなかったが、令和 6 年度末現在の S-GAP 実践農場数は 929 農場で、主業経営体数 3,960 戸（令和 5 年度の農業構造動態調査から推計）の 23%に当たる数の生産者が GAP の取組を実践しており、割合で考えた場合、当初目標は達成している。

また、本県の農場評価数については、評価制度を設けている 17 都県中 4 位であり、全国的に見ても決して少なくない。

議事の概要

<A 委員>

委員： S-GAP の資料は、農林水産省が示している GAP の資料と比べて、大変分かりやすい。本事業は、労力や予算がかかるとしたら最初に枠組みを作る段階であるが、今はこの段階を終えて、構築した枠組みを普及する段階に入っているので、これを廃止する必要はないように思える。予算額も少なく、コストパフォーマンスが悪いという印象もない。この S-GAP で活動普及の活動を行っているのは普及指導員か。

担当部局： 指導については、普段の普及活動の中で普及指導員が指導をしている。ただし、S-GAP 実践農場としての評価は、普及指導員とは別の職員が行っている。

委員： 予算には人件費が入っていないが、指導のための研修会を行う費用のみが計上されているということか。

担当部局： 農場評価をする職員のレベルを維持するための研修費用が主で、そのほか広報のための費用などを計上している。

<B委員>

委 員： S-GAPに取り組むことによる農家のメリットは何か。

担当部局： 民間のGAP認証と異なり、無料で安全な生産や作業に関する指導や評価を受けることができる。また、適正な農場管理により生産コストが低減されて経営の強化を図ることができ、県が農場を評価することで取引先からの信頼性が向上するというメリットもある。さらに、一部の県単独補助事業における採択の際に加点措置が受けられる。ただし、実際に市場においては、S-GAP実践農場で栽培された農産物であることをPRしても、販売価格において有利にならない。

委 員： 仮にS-GAPを廃止した場合、既にS-GAPに取り組んだ農家はどうなるのか。そうした農家にとってS-GAPが残っていた方がやりやすいのか。

担当部局： 新規就農者を含めこれまでS-GAPに基づく指導を受けていない農家についてはきちんと指導する必要があるため、そこは残したい。S-GAP実践農場の農家に対してアンケートを取ったところ、85%が引き続きS-GAPに基づく指導を続けてほしいと回答している。

委 員： S-GAP実践農場数があまり増えない原因は何か。

担当部局： S-GAPでは確認すべき項目が62項目であり、民間のGAP認証と比較し随分項目数を減らしてはいるが、それでも評価項目が多いという原因が考えられる。

委 員： GAPに取り組める人は取り組んでしまい、取り組まない人が残っているのであれば、これ以上S-GAP実践農場を増やしていくのは難しいのではないか。

担当部局： 行政としてはリスク管理の啓発は使命であり、引き続き実施する必要がある。

<C委員>

委 員： 民間のGAP認証は、取引条件になることもあり、農家がお金をかけても認証を取得する価値があると判断しているということだと思うが、将来的に民間のGAP認証が必要な取引の希望がある農家は、まずはS-GAPを実践することで、適正な農場管理をしつつ将来的に民間のGAP認証取得につながるというロジックか。

担当部局： そのとおり。

委 員： 農協やスーパー・マーケットにとって、S-GAP実践農場の農産物を積極的に取り扱うインセンティブは働かないのか。

担当部局： 農協についてはS-GAP実践農場以外の生産者も大切にしたいのでなかなか差別化しにくいという事情がある。スーパー・マーケットも差別化したがらない。

委員の評価及び意見

< A 委員 > A (継続すべき)

効率的な事業内容になっており、大きな問題はないと考える。今後も継続的に改善しながら進めていただきたい。

< B 委員 > A (継続すべき)

既に S-GAP に取り組んでいる農家もあり、廃止してしまうと農家の努力が無駄になること、予算規模も大きくなないこと、民間の GAP 認証は有料だが、S-GAP 実践農場評価は無料であり、農家を支援できることから A と判断したが、継続にあたり一層の努力が必要である。

S-GAP の 62 項目を取り組みやすくなるような工夫や、スーパーマーケットでの旗の設置など消費者への周知、県による販路拡大の支援などにより、農家が S-GAP 実践農場の評価を受けるメリットを明確にする必要がある。

埼玉県では農協を通じた販売が多いので、S-GAP の推進には、農協の協力を得られるよう一層の努力が必要と考える。

< C 委員 > A (継続すべき)

事業の意義は十分理解できる。財政規模も十分小さく、見込まれる効果はあると判断できるので、継続してよいものと判断する。

有識者会議を踏まえた評価

【A (継続すべき)】

委員の評価を踏まえ、S-GAP の意義を認め、事業継続とする。

ただし、実施にあたっては、S-GAP 実践農場として評価されることが生産者のメリットになるような仕組みを検討するほか、通常の農家に対する指導の中で普及啓発を行うなど、更なる S-GAP 実践農場の増加に向けて効率的・効果的な事業となるよう、今後も継続的に見直しを行うこと。